

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	簡易専用水道の管理の検査	
担当部局・課	主管部局・課	健康局水道課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	3	安全で質が高く災害に強い水道を整備すること
	I	安全で質の高い水道の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
簡易専用水道の設置者は、水道法第 3 4 条の 2 に基づき、その水道の管理をすることが義務付けられており、その管理について、定期に、同条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣の登録を受けた者等（登録検査機関）の検査を受けなければならないとされている。
関連公益法人名
(財) 化学物質評価研究機構、(財) 日本文化用品安全試験所、(財) 関西環境管理技術センター、(財) 山口県予防保健協会、(財) 日本環境衛生センター、(財) ビル管理教育センター、(社) 日本食品衛生協会、(財) 食品薬品安全センター

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
簡易専用水道の利用者の衛生上の安全を確保するためには、適切な簡易専用水道の管理が求められるが、管理を義務付けられている簡易専用水道の設置者は、必ずしも全ての者がその水道の管理に関して専門的な知識と経験を有しているわけではないことから、専門的な知識と経験を有する外部の機関等が管理の検査を行う必要性が生ずる。
また、当該検査については、国民が安全な水道水が利用できるよう簡易専用水道の管理の検査の信頼性を高いレベルで確保するため、本来国が実施すべきところであるが、これをすべて国が行うことは相当程度の負担が伴うことから、専門的な知識と経験を有し、検査体制について一定の基準を満たしているものとして厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関が管理の検査を実施することにより、本事業の効率的な実施を図っているところである。
なお、平成 1 6 年度末時点においては、全国で 90 機関が登録を受けている。（平成 1 8 年 3 月末においては、97 機関。）

評価結果（事務・事業の必要性）

簡易専用水道の利用者の衛生上の安全を確保するためには、簡易専用水道の設置者が適切に簡易専用水道の管理を行うことが重要であるが、必ずしも全ての簡易専用水道の設置者がその水道の管理に関して専門的な知識と経験を有しているわけではないことから、引き続き、専門的な知識と経験を有する外部の機関等において管理の検査を実施することが必要である。

また、本事業については、専門的な知識と経験を有し、検査体制について一定の基準を満たした登録検査機関において実施することにより、引き続き、効率的な運営を図っていくこととする。

なお、検査機関については、平成16年3月31日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす検査機関であれば、公益法人でなくとも厚生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。

3. 特記事項

--